

第3次食育推進基本計画(概要)

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を作成(平成18年度から22年度まで)し、第3次では平成28年度から32年度までの5年間について定める

○第3次計画のポイント

- (コンセプト)「実践の環を広げよう」
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に5つの「重点課題」を掲げる
 - ① 若い世代を中心とした食育の推進
 - ② 多様な暮らしに対応した食育の推進
 - ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進
 - ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

○第3次計画の概要

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

- | | | |
|-------------|--|---|
| 1. 重点課題 | (1)若い世代を中心とした食育の推進
(3)健康寿命の延伸につながる食育の推進
(5)食文化の継承に向けた食育の推進 | (2)多様な暮らしに対応した食育の推進
(4)食の循環や環境を意識した食育の推進 |
| 2. 基本的な取組方針 | (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
(2)食に関する感謝の念と理解
(3)食育推進運動の展開
(4)子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
(5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
(6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
(7)食品の安全性の確保等における食育の役割 | |

【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成32年度までの達成を目指すもの)

1. 食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》75%⇒《目標値》90%以上
2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 《現状値》週平均9.7回⇒《目標値》11回以上
3. 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加 《現状値》64.6%⇒《目標値》70%以上
4. 朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子供4.4%⇒《目標値》0%
《現状値》20歳代～30歳代男性24.7%⇒《目標値》15.0以下
5. 中学校における学校給食の実施率の増加 《現状値》87.5%⇒《目標値》90%以上
6. 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加 《現状値》地場産物を使用26.9%⇒《目標値》30%以上
《現状値》国産食材を使用77.3%⇒《目標値》80%以上
7. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の割合の増加 《現状値》国民57.7%⇒《目標値》70%以上
《現状値》若い世代43.2%⇒《目標値》55%以上
8. 生活習慣病の予防や改善のためにふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している国民の割合の増加 《現状値》国民69.4%⇒《目標値》75%以上
9. ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加 《現状値》49.2%⇒《目標値》55%以上
10. 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.4万人⇒《目標値》37万人以上
11. 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》36.2%⇒《目標値》40%以上
12. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加 《現状値》67.4%⇒《目標値》80%以上
13. 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加 《現状値》41.6%⇒《目標値》50%以上
《現状値》若い世代49.3%⇒《目標値》60%以上
14. 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加 《現状値》国民72.0%⇒《目標値》80%以上
《現状値》若い世代56.8%⇒《目標値》65%以上
15. 推進計画を作成・実施している市町村の増加 《現状値》76.7%⇒《目標値》100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進(「「食育ガイド」等の活用促進」、「健康寿命の延伸につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進」、「貧困の状況にある子供に対する食育推進」、「若い世代に対する食育推進」、「高齢者に対する食育推進」、「食品関連事業者等における食育推進」、「専門的知識を有する人材の養成・活用」)
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 積極進捗状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し